

種別	☐ 交通空白地	☒ 福祉
----	--------------------------------	--

買い物支援サービス 令和7年度輸送実績
自家用有償旅客運送輸送実績報告書(7 年度)

愛知 運輸支局 宛て

住 所 弥富市前ヶ須町南本田335番地

運送者名 弥富市

代表者名 弥富市長 安藤 正明
(役職名及び氏名)

電話番号 0567-65-1111

概況(令和8 年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		愛知県		
自家用有償旅客運送自動車数	寝 台 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	車 い す 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	兼 用 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	回 転 シ ー ト 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	セ ダ ン 等 (両)	2 両(両)	両(両)	2 両(両)
	バ ス (両)		両	両
	計 (両)	2 両(両)	両(両)	2 両(両)
路線(キロメートル)又は運送の区域	路線		km	km
	運送の区域		弥富市	
※留意点 旧区分で運用されている団体について、 旧区分「ニ：その他」に該当する精神 障害者、知的障害者、基本チェッ クリスト該当者の内訳がわからない場合は、 対象者全てを新区分「ト：その他」に	福祉	新区分	(旧区分)	
		イ:身体障害者	(イ:身体障害者)	0 人
		ロ:精神障害者	(「ニ:その他」欄へ記載)	0 人
		ハ:知的障害者	(「ニ:その他」欄へ記載)	0 人
		ニ:要介護者	(ロ:要介護者)	11 人
		ホ:要支援者	(ハ:要支援者)	5 人
		ヘ:基本チェッ クリスト該当者	(「ニ:その他」欄へ記載)	11 人
		ト:その他	(ニ:その他)	0 人

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		愛知県		
走行キロ(キロメートル)		5,543 km	km	5,543 km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	輸送人員	27 人	人	27 人
	運送回数	439 回	回	439 回
運送収入(千円)		236 千円	千円	236 千円

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		愛知県		
交通事故件数		1 件	件	1 件
重大事故件数		0 件	件	件
死者数		0 人	人	人
負傷者数		0 人	人	人

備考

1. 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2. 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記

3. 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。

4. 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。

5. 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号-イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。

6. 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあっては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあっては運送回数を記載すること。

7. 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

8. 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。